

マンションの再生等に係るマニュアル等に関する検討会規約

(名称)

第1条 本会は「マンションの再生等に係るマニュアル等に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、改正マンション関係法(令和7年5月成立・公布)により創設された新たな再生手法(建物・敷地の一括売却、一棟リノベーション、建物の取壊し等)、それらに対応した事業手続等について、実務上広く受け入れられるよう、現行のマニュアル等の全体構成及び内容の抜本的見直しを行うための検討等を目的とする。

(委員の任命)

第3条 検討会の委員は、マンションの再生等に関する学識経験又は専門知識のある者のうちから、国土交通省住宅局長が任命する。

(座長の任命等)

第4条 検討会には座長を置く。

2 座長は、国土交通省住宅局長が選任する。

3 座長は、議長として検討会の議事を整理する。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(検討会の議事)

第5条 検討会の議事は、非公開とする。

2 検討会の議事概要は、委員に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。

3 検討会の資料は、国土交通省のホームページにおいて公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)付に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。